

東京都立向丘高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月30日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを起こさない、許さない学校の姿勢
- (2) いじめ防止に対する生徒の主体的行動の促進と、生徒をいじめから徹底的に守る学校の取り組み
- (3) 教員の目配り、鋭敏な感性と的確な指導力及び組織的な対応
- (4) 保護者・地域・関係諸機関との連携

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者・地域並びに関係諸機関と連携をとり、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。また、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会（教育相談委員会）

ア 設置の目的

- ・いじめや不登校等の未然防止と改善及び解決を目指す
- ・組織的な取り組みの推進と、関係機関との速やかな連携を図る

イ 所掌事項

- いじめの未然防止
- 人権意識の高揚と定着
- カウンセリングの研修会
- 生徒・保護者への啓発
- 関係機関・専門機関との連携等

ウ 会議

- ・各学期1回の定例会及び研修会を設定
- ・スクールカウンセラーとの情報交換会
- ・事案がある場合は当該学年との合同委員会

エ 委員構成

副校長、生徒部主幹、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年主任、校長が指名する者、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関等と適切かつ迅速

に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応を充実を図る。

イ 所掌事項

- 学校の教育活動についての意見交換
- 保護者や地域住民、関係機関との情報交換
- いじめ等問題行動の未然防止と啓発活動
- 生徒の見守り及び適切な対応

ウ 会議

- 年間3回の定例会議
- 必要に応じて参集をかける

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭（教務担当・総務担当・生活指導担当・進路担当）、保護者代表2名、同窓会代表2名、近隣中学校長1名、地域住民代表2名、警察職員1名、学識経験者1名、

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア **学校いじめ対策委員会を中心とした組織的対応についての全教員への周知と全校集会等での提示と啓発**

人権教育、道徳教育の推進と、読書活動、生徒会活動を通しいじめとかかわらない態度や能力を育成する。

イ **SNSの適切な活用方法について、学年、学級単位での指導**

学年集会等を活用した啓発を行い、HR活動に活かす。

ウ **総合的な学習、保健等の授業で取り上げての指導**

体験活動を通して、他人を思いやる気持ちを醸成する。自分の気持ちのコントロール法について、授業等で指導する。

エ **学校サポートチーム外部委員の助言の具現化**

学校評価アンケート及びスクールサポーターからの定期的な助言を活かす。

(2) 早期発見のための取組

ア **スクールカウンセラーによる全員面接の実施**

新入生に対し4月に全員面接及びアンケートを実施し、スクールカウンセラーに相談できる体制を整えるとともに、必要に応じ再面接を行う。

イ **全教員による校内巡回等を通した生徒の観察と状況把握**

休み時間を中心に全教員で巡回を実施し、複層的な視点から生徒の変化を把握し、いじめの早期発見につなげる。

ウ **担任による定期的な個人面談の実施**

担任は、年3回程度生徒との二者面談を行い、生徒の表情を見ながら友人関係、学級、部活動等について把握する。

エ 定期的な「学習・生活実態調査」の実施

生徒の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとする様々な課題が隠されていることが多いため、年2回の学習・生活実態調査を実施する。

(3) 早期対応のための取組

ア 迅速な事実確認と情報交換

いじめについて把握した情報に基づき、いじめ解決のための対応方針を適切に策定し、学校いじめ対策委員会を中心として組織的に取り組む。

イ 被害生徒の心身の安全確保

被害生徒の安全確保のために状況をきめ細かく把握して情報を共有し、複数の教員による付き添いや声掛け等、適切かつ迅速な対応をする。また、生徒の心理的負担を軽減するためにスクールカウンセラーや関係機関を活用し、被害生徒やその保護者のケアを行う。

ウ 加害生徒に対する適切な指導

加害生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発防止のために、学校いじめ対策委員会を中心として、全教員で指導を徹底する。また、加害生徒の保護者にも協力を要請する。さらに、状況に応じてスクールカウンセラーや関係機関を活用して、加害生徒とその保護者への助言を行う。

エ 周囲の生徒たちへの安全確保やその後の指導

いじめを伝えた生徒やいじめ発見に協力した生徒の安全の確保を徹底し、教員間で情報を共有し、見守りや声掛けの体勢を強化する。また、保護者とも綿密に連携を図る。さらに、いじめのあった学級や部活動等の生徒に対しても継続的に適切な指導を行う。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護とケア

被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するために、全教員で情報交換を綿密に行い複数の教員により見守る体制を構築するほか、被害生徒の保護者とも電話等で積極的に状況を確認する。

イ スクールカウンセラーや関連機関によるケア

スクールカウンセラーと教員との情報共有を徹底する。また被害生徒の保護者のストレス等の対応にもスクールカウンセラーを積極的に活用する。さらに、スクールソーシャルワーカーや、福祉の専門家、相談センター等とも連携して、場合によっては関係機関に家庭訪問を実施してもらう等の協力を要請し、被害生徒とその家庭を支援する。

ウ 加害生徒への適切な指導

被害生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害生徒について、被害生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。また、加害生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害生徒や周囲の生徒の学習が妨

げられると判断した場合は、校長による懲戒を行う。

エ 都教育委員会・関係機関との連携

重大事態の発生等については、東京都教育委員会に速やかに報告し、連携しながら一体となって対応する。また、福祉機関や医療機関とも相談し、最適と思われる対応を迅速に行っていく。

5 教職員研修計画

- (1) 学校いじめ対策委員会が中心となって、事例研究等の研修会を行う。各担任からの事例を紹介し、スクールカウンセラーらとともに意見交換の場とする。
- (2) 四半期ごとに各学年からの報告をもとに現況の分析をし、いじめチェックシート等による意識高揚を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等で学校の取り組みを発信し、学校の姿勢を示す。保護者会や行事の後などに保護者同士の情報交換の機会を設け、情報交換及び啓発に努める。
- (2) 被害生徒、加害生徒等、当該保護者に対しては、スクールカウンセラーとの面談を勧め、保護者の心のケアや家庭と学校との一体した指導を推進する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域住民、近隣町内会との交流を通して、生徒の様子についての情報交換を行う。PTA活動に、生徒の見守りや生徒会、部活動の奨励等を組み込む。
- (2) スクールサポーターからの情報を全教職員に伝えるとともに、ケースによって、教員へのレクチャー等を依頼する。
- (3) 警察及び関係諸機関を活用してインターネット等の適正な利用についての安全教育を実施する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートの項目に、いじめについての学校の取り組みを入れ、客観的な評価から今後の改善点を検討する。
- (2) 保護者や学校サポートチーム、スクールカウンセラーの意見を参考に、本基本方針を振り返る。
- (3) 学校いじめ対策委員会において、取り組みの成果と課題を洗い出し、今後の方針を再検討する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。